

○関西学院大学研究寄付金取扱要領

2003年（平成15年）3月27日

研究推進機構評議員会決定

（目的）

第1条 この取扱要領は、関西学院大学（以下「本学」という。）の専任教員が、企業等から研究寄付金を受け入れる取扱いについて、運用上必要な事項を定めるものである。

（定義）

第2条 研究寄付金とは、本学の専任教員が学術研究の奨励を目的として、企業等から受け入れる寄付金をいう。

（研究寄付金受入の制限）

第3条 次の各号に掲げる条件が付されている研究寄付金は、これを受け入れることはできない。

- 1 研究寄付金により取得した財産を無償で寄付者に譲与すること。
- 2 研究寄付金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権並びにこれらの権利を受ける権利を寄付者に譲渡し又は使用させること。
- 3 寄付者が研究寄付金の使途について調査を行うこと。
- 4 寄付申込後、寄付者がその意思により研究寄付金の全部又は一部の寄付を取り消すことができること。
- 5 その他本学の学術研究に支障があると認められる条件。

2 前項に定めるもののほか、本学の財政負担又は人員増を伴う研究寄付金は、これを受け入れることはできない。

（研究寄付金受入）

第4条 研究寄付金の申込みをしようとする者は、所定の寄付申込書を研究推進社会連携機構長を経由して理事長に提出するものとする。

2 当該研究寄付金受入の可否は、常務委員会において決定するものとする。

（研究費取扱）

第5条 納付された研究寄付金は、「関西学院経理規程」に準拠の上、研究費として執行するものとする。

- 2 研究費は、研究を遂行する上で直接必要な研究経費及び一般管理費とする。
- 3 前項に規定する一般管理費は、研究費の10%相当額とする。

（事務）

第6条 この取扱要領に関する事務は、研究推進社会連携機構事務局が行う。

(取扱要領の改廃)

第7条 この取扱要領の改廃は、研究推進社会連携機構長室会の議を経て、研究推進委員会において決定する。

附 則

- 1 この取扱要領は、2003年（平成15年）4月5日から施行する。
- 2 この取扱要領は、2007年（平成19年）4月1日から改正施行する。
- 3 この取扱要領は、2013年（平成25年）4月1日から施行する。

了解事項

寄付の取扱部局

寄付全般に関しては、法人部校友課を管理部課とする。ただし、研究寄付金に関する企業等との渉外は、研究推進社会連携機構が行う。